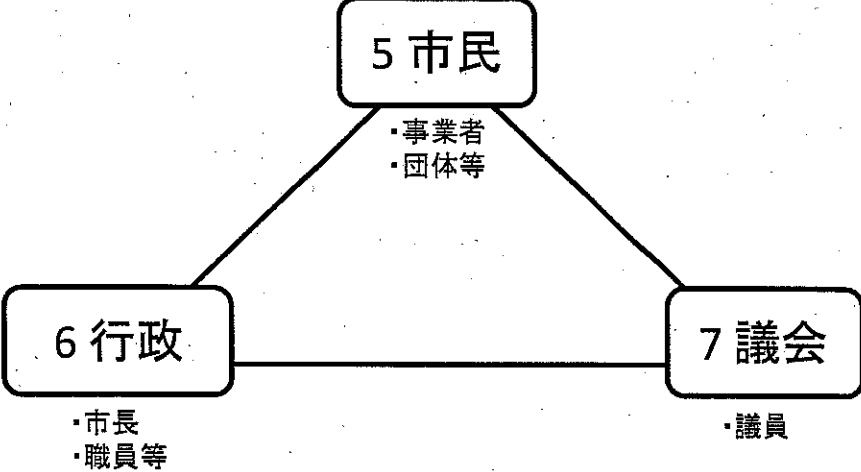


他都市の事例について 条項比較 (二セコ町／札幌市／函館市／札幌市／杉並区／伊賀市)

自治体名	二セコ町	札幌市	函館市	札幌市	函館市	杉並区(東京都)
条例名	二セコ町まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	札幌市自治基本条例	函館市自治基本条例	函館市自治基本条例	杉並区自治基本条例
条例施行日	平成13年4月1日	平成19年4月1日	平成19年4月1日	平成23年4月1日	平成23年4月1日	平成15年5月1日
1 前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文
2 目的・定義	【第1章 目的】 第1条 目的	【第1章 総則】 第1条 目的 第2条 定義	【第1章 総則】 第1条 目的 第2条 定義	【第1章 総則】 第1条 目的 第2条 定義	【第1章 総則】 第1条 目的 第2条 定義	【第1章 総則】 第1条 目的 第2条 定義
3 基本理念・原則	【第2章 まちづくりの基本原則】 第2条 情報共有の原則 第3条 情報への権利 第4条 説明責任 第5条 参加原則	【第1章 総則】 第4条 基本理念 第5条 まちづくりの基本原則	【第1章 総則】 第4条 基本理念 第5条 まちづくりの基本原則	【第2章 基本理念および資本原則】 第4条 基本理念 第5条 基本原則	【第2章 基本理念】 第3条 基本理念	【第2章 基本理念】 第3条 基本理念
4 条例の位置付け	【第14章 まちづくり基本条例の位置付け等】 第55条 この条例の位置付け 第56条 条例の体系化	【第1章 総則】 第3条 この条例の位置付け	【第1章 総則】 第3条 この条例の位置付け	【第1章 総則】 第3条 この条例の位置付け	【第11章 条例の位置付け】 第31条 条例の位置付け	【第11章 条例の位置付け】 第31条 条例の位置付け
5 市民	【第4章 まちづくりへの参加の推進】 第10条 まちづくりに参加する権利 第11条 満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利 第12条 まちづくりに関する町民の責務 第13条 まちづくりに参加する権利の拡充	【第2章 市民】 (第1節 市民の権利) 第6条 まちづくりに参加する権利 第7条 市政の情報を知る権利 (第2節 市民の責務) 第8条 市民の責務 第9条 事業者の責務	【第2章 市民】 (第1節 市民の権利) 第6条 まちづくりに参加する権利 第7条 市政の情報を知る権利 (第2節 市民の責務) 第8条 市民の責務 第9条 事業者の責務	【第5章 市民】 第12条 市民の権利および責務	【第3章 区民の権利及び義務】 第4条 区民の権利 第5条 区民の義務 【第4章 事業者の権利及び義務】 第6条 事業者の権利及び義務	【第3章 区民の権利及び義務】 第4条 区民の権利 第5条 区民の義務 【第4章 事業者の権利及び義務】 第6条 事業者の権利及び義務
6 行政	【第7章 町長の役割と責務】 第25条 町長の責務 第26条 就任時の宣誓 第27条 執行機関の責務 第28条 政策推進の推進 第29条 危機管理体制の確立 第30条 審議会等への参加及び構成 第31条 意見・要望・苦情等への対応のための機関 第32条 意見・要望・苦情等への対応のための機関 第33条 行政手続の法制化 第34条 法令の遵守 第35条 法令の遵守	【第4章 市長及び職員】 第13条 市長の役割及び責務 第14条 職員の責務 第15条 職員の育成	【第4章 市長及び職員】 第13条 市長の役割及び責務 第14条 職員の責務 第15条 職員の育成	【第7章 市長および職員】 第15条 市長の責務 第16条 職員の責務	【第5章 区の責務】 第7条 区の責務 【第7章 執行機関】 第11条 執行機関に関する基本的事項 第12条 区長の責務等 第13条 執行機関の組織及び職員	【第5章 区の責務】 第7条 区の責務 【第7章 執行機関】 第11条 執行機関に関する基本的事項 第12条 区長の責務等 第13条 執行機関の組織及び職員
7 議会	【第6章 議会の役割と責務】 第17条 議会の役割 第18条 議会の責務 第19条 議会の組織等 第20条 議会の公開 第21条 議会の会期外活動 第22条 議会の設置 第23条 議会の設置 第24条 議員の役割及び責務	【第3章 議会及び議員】 第10条 議会の役割及び責務 第11条 市民に開かれた議会 第12条 議員の役割及び責務	【第3章 議会及び議員】 第10条 議会の役割及び責務 第11条 市民に開かれた議会 第12条 議員の役割及び責務	【第6章 議会および議員】 第13条 議会の役割および責務 第14条 議員の責務	【第6章 区議会】 第8条 区議会の役割及び権限 第9条 区議会の責務 第10条 区議会議員及び区議会議長の責務	【第6章 区議会】 第8条 区議会の役割及び権限 第9条 区議会の責務 第10条 区議会議員及び区議会議長の責務
8 地域コミュニティ	【第5章 コミュニティ】 第14条 コミュニティ 第15条 コミュニティにおける町民の役割 第16条 町とコミュニティのかかわり	【第6章 基本原則によるまちづくりの推進】 (第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進) 第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり 第29条 区におけるまちづくり	【第6章 基本原則によるまちづくりの推進】 (第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進) 第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり 第29条 区におけるまちづくり			

自治体名	二セコ町	札幌市	函 館	杉並区(東京都)
条例名	二セコ町まちづくり基本条例	札幌市自治基本条例	函館市自治基本条例	杉並区自治基本条例
条例施行日	平成13年4月1日	平成19年4月1日	平成23年4月1日	平成15年5月1日
9 市民参加	【第3章 情報共有の推進】 第6条 意思決定のための制度 第7条 情報共有のための制度 第8条 情報の収集及び管理 第9条 個人情報保護の保護	【第6章 基本原則によるまちづくりの推進】 第1節 市民参加の推進 第21条 市政への市民参加の推進 第24条 青少年や子どものまちづくりへの参加	【第4章 参加および協働】 第8条 まちづくりへの市民参加の推進	【第9章 参画及び協働】 第25条 参画及び協働の原則 第28条 政策等に係る区民等の意見提出手続 第29条 附属機関等への参加
10 協働	【第3章 情報共有の推進】 第6条 意思決定のための制度 第7条 情報共有のための制度 第8条 情報の収集及び管理 第9条 個人情報保護の保護	【第5章 行政運営の基本】 第16条 行政運営の基本 第17条 総合計画等 第18条 財政運営 第19条 行政評価 第20条 公正で信頼の置ける行政運営の確保 【第6章 基本原則によるまちづくりの推進】 第2節 情報公開 第25条 情報提供 第26条 情報提供 第27条 個人情報保護	【第3章 情報の共有】 第6条 情報の提供 第7条 情報の公開 【第8章 行政運営】 第17条 総合計画 第18条 組織および運営 第19条 財政運営 第20条 財政管理 第21条 行政手続 第22条 個人情報保護 第23条 行政評価 第24条 監査制度 第25条 出資団体 第26条 附属機関等 第27条 意見公募制度	【第8章 区政運営】 第14条 基本構想等 第15条 総合的な行政サービスの提供 第16条 行政手続 第17条 情報の公開及び提供 第18条 個人情報の保護 第19条 説明責任 第20条 区民等の要望の取扱い 第21条 行政評価 第22条 財政運営の原則 第23条 財政状況の公表 第24条 区税等の賦課徴収
11 行政運営	【第9章 財政】 第40条 総則 第41条 予算編成 第42条 予算執行 第43条 決算 第44条 財産管理 第45条 財政状況の公表	【第7章 他の自治体等との連携・協力】 第30条 他の自治体等との連携・協力 【第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し】 第31条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価	【第9章 国、北海道等との協力および連携】 第28条 国、北海道との協力および連携	【第10章 国及び地方公共団体との協力】 第30条 国及び地方公共団体との協力
12 住民投票	【第11章 住民投票制度】 第46条 住民投票の実施 第49条 住民投票の条例化	【第6章 基本原則によるまちづくりの推進】 第1節 市民参加の推進 第22条 住民投票	【第4章 参加および協働】 第10条 住民投票 第11条 住民投票に係る条例の制定請求	【第9章 参画及び協働】 第26条 住民投票 第27条 住民投票の請求及び発議
13 条例の推進・見直し	【第13章 条例制定等の手続】 第54条 条例制定等の手続 【第15章 この条例の検討及び見直し】 第57条 この条例の検討及び見直し	【第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し】 第32条 この条例の見直し	【第10章 条例の見直し】 第29条 条例の見直し	【第12章 委任】 第33条 委任

まちづくり基本条例の論点整理

共通項目	1 前文 2 目的・定義 3 基本理念・原則 4 条例の位置付け
まちづくりの担い手	 <pre>graph TD; 5[5 市民] --- 6[6 行政]; 5 --- 7[7 議会]; 6 --- 7;</pre>
地域	8 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。 町村、都市、地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会
市民参加・協働	9 市民参加 行政活動（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。） に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案することをいう。 （市民参加推進条例 第2条第1号） 10 協働 市民と市がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。 （市民参加推進条例 第2条第2号）

11 行政運営

○行政手続

処分、行政指導及び届出に関する手続

○総合計画

市の将来の発展、市民生活の安定及び生活環境の向上等を図るために策定する市の総合的な計画で、基本構想と基本計画で構成される。

○情報公開制度

市が保有している公文書を公開するとともに、積極的な情報の提供を進めるための制度

○個人情報保護制度

個人情報の漏えいを未然に防ぐため、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定めるとともに、本人が自分の情報を見たり、訂正などをする権利を保障するもの

○法令遵守

公平、公正で透明な市政を確立するため、法令や社会的規範を遵守すること

○財政運営

市は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないこと

○行財政改革(行政評価等)

厳しい財政状況を克服し、地方分権時代にふさわしい自立した行財政運営を推進するため、事務事業の見直しや市役所の体質改善などに取り組むこと。

行政評価とは、市の個別具体的な課題について客観的に評価、点検を行い、その結果を今後の改善や見直しに反映させるための取組

○広域連携

地域の諸課題の解決や広域的なまちづくりのために、国や道、他市町村などと連携・協力して取り組むこと

12 住民投票

市の存立に係る重要な事項にかかわって、その施策の選択等に当たり、市民の意思を直接問うこと(関連:市民参加推進条例 第14条)

13 条例の推進、見直し

条例が、その役割を十分果たすように、条例の見直しや改善を行うこと

○ニセコ町まちづくり基本条例

平成 12 年 12 月 27 日

条例第 45 号

目次

前文

- 第 1 章 目的(第 1 条)
- 第 2 章 まちづくりの基本原則(第 2 条—第 5 条)
- 第 3 章 情報共有の推進(第 6 条—第 9 条)
- 第 4 章 まちづくりへの参加の推進(第 10 条—第 13 条)
- 第 5 章 コミュニティ(第 14 条—第 16 条)
- 第 6 章 議会の役割と責務(第 17 条—第 24 条)
- 第 7 章 町の役割と責務(第 25 条—第 35 条)
- 第 8 章 計画の策定過程(第 36 条—第 39 条)
- 第 9 章 財政(第 40 条—第 45 条)
- 第 10 章 評価(第 46 条・第 47 条)
- 第 11 章 町民投票制度(第 48 条・第 49 条)
- 第 12 章 連携(第 50 条—第 53 条)
- 第 13 章 条例制定等の手続(第 54 条)
- 第 14 章 まちづくり基本条例の位置付け等(第 55 条・第 56 条)
- 第 15 章 この条例の検討及び見直し(第 57 条)

附則

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(説明責任)

第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(参加原則)

第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

第3章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。

(まちづくりにおける町民の責務)

第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割)

第17条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定

する権限を有する。

(議会の責務)

第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(議会の組織等)

第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議)

第20条 議会の会議は、討議を基本とする。

2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。

2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。

(議会の会期外活動)

第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。

2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。

(政策会議の設置)

第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。

2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。

(議員の役割及び責務)

第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。

2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

第7章 町の役割と責務

(町長の責務)

第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第 26 条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第 27 条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(政策法務の推進)

第 28 条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。

(危機管理体制の確立)

第 29 条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理の体制の確立に努めなければならない。

2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(組織)

第 30 条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等の参加及び構成)

第 31 条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第 32 条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前 2 項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第 33 条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第 34 条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に

関する手続について必要な事項は、条例で定める。

(法令の遵守)

第 35 条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。

第 8 章 計画の策定過程

(計画過程等への参加)

第 36 条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第 37 条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前 2 項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

- (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容
- (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第 38 条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する町民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前 2 項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

(計画進行状況の公表)

第 39 条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。

第 9 章 財政

(総則)

第 40 条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第 41 条 町長は、予算の編成に当たっては、編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第 42 条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第 43 条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第 44 条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第 1 項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第 45 条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

第10章 評価

(評価の実施)

第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。

第11章 町民投票制度

(町民投票の実施)

第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

(町民投票の条例化)

第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第12章 連携

(町外の人々との連携)

第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

第13章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第54条 町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
- (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
- (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 町は、前項(同項ただし書きを除く)により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

4 提案者は、前3項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第14章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

第15章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月19日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(ニセコ町環境基本条例の一部改正)

2 ニセコ町環境基本条例(平成15年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び第6条第2項中「第25条」を「第36条」に改める。

(ニセコ町ふるさとづくり寄付条例の一部改正)

3 ニセコ町ふるさとづくり寄付条例(平成16年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条」を「第50条」に改める。

附 則(平成18年3月22日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日条例第11号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月18日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

札幌市自治基本条例

平成18年10月3日

札幌市条例第41号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 市民

第1節 市民の権利（第6条・第7条）

第2節 市民の責務（第8条・第9条）

第3章 議会及び議員（第10条－第12条）

第4章 市長及び職員（第13条－第15条）

第5章 行政運営の基本（第16条－第20条）

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進（第21条－第24条）

第2節 情報共有の推進（第25条－第27条）

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進（第28条・第29条）

第7章 他の自治体等との連携・協力（第30条）

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し（第31条・第32条）

附則

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちとが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切にして力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

(この条例の位置付け)

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関

する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(基本理念)

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

(まちづくりの基本原則)

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

第2章 市民

第1節 市民の権利

(まちづくりに参加する権利)

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

(市政の情報を知る権利)

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

第2節 市民の責務

(市民の責務)

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

- 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

- 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

- 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。

4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定す

るものとする。

- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。
- 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
- 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

（財政運営）

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

（行政評価）

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（公正で信頼の置ける行政運営の確保）

第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。

- 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。
- 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進

(市政への市民参加の推進)

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

(1) 実施の時期が適切であること。

(2) 効果的かつ効率的な方法によること。

(3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。

(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

(住民投票)

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるま

ちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

- 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

(情報提供)

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するように努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

- 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

- 2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活

動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

(区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

- 2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

- 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。
- 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

函館市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 基本理念および基本原則（第4条・第5条）

第3章 情報の共有（第6条・第7条）

第4章 参加および協働（第8条～第11条）

第5章 市民（第12条）

第6章 議会および議員（第13条・第14条）

第7章 市長および職員（第15条・第16条）

第8章 行政運営（第17条～第27条）

第9章 国、北海道等との協力および連携（第28条）

第10章 条例の見直し（第29条）

附則

わたしたちのまち函館は、我が国最初の国際貿易港として早くから海外に門戸を開き、更には、北海道の海の玄関口となるなど、巴の港を舞台にさまざまな交流が行われ、発展してきました。

豊かな海と山に囲まれた函館は、異国情緒漂うまち並みや函館山からの夜景など美しい景観が市民の暮らしと融合しているまちで、このまちには、歴史に刻まれた人々、文化をはぐくんだ多くの人々の活動や営みが息づいています。

わたしたちは、先人が築き上げてきたこのまちが、更に輝き、だれもが安心して豊かに暮らせる函館、夢と希望にあふれ、心はずむ函館となるよう、次の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、わたしたち一人一人がまちづくりの主体であることを自覚し、郷土に対する愛と誇りと責任を持って、生き生きと行動し、市民自治によるまちづくりを進めていくことが必要です。

わたしたちは、自ら行動して主体的にまちづくりにかかわるという決意を示すとともに、その担い手である市民、議会および市長等のそれぞれの役割や相互の関係などを明らかにして、ここにまちづくりの原点と

なる函館市自治基本条例を制定します。よりよい函館にするために。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念および基本原則を定め、市民、議会および市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営の基本事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいいます。
- (3) 協働 市民、議会および市長等が、それぞれの役割、責務等を自覚しながら、互いの立場を尊重し、対等な関係で協力し合うことをいいます。

(この条例の位置付け)

第3条 市民、議会および市長等は、本市のまちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

- 2 市（議会および市長等をいいます。以下同じ。）は、条例、規則等の制定、改正または廃止に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。

第2章 基本理念および基本原則

(基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主体です。

- 2 市政は、市民の信託に基づくものであり、市は、その公正かつ誠実な運営に努めます。

(基本原則)

第5条 市民のまちづくりに参加する機会は、平等に保障されるものとします。

2 市民および市は、まちづくりに関する情報を共有します。

3 市民および市は、協働によるまちづくりを進めます。

第3章 情報の共有

(情報の提供)

第6条 市は、まちづくりについて市民と共通の認識を持つために、保有する情報を市民に積極的かつ迅速に、分かりやすく提供するよう努めなければなりません。

2 市は、広報紙、ホームページなどの多様な手段による情報の提供に努めます。

(情報の公開)

第7条 市は、保有する情報について、市民の知る権利を保障し、個人情報等の公開できない情報を除き、公開しなければなりません。

第4章 参加および協働

(まちづくりへの市民参加の推進)

第8条 市は、市民のまちづくりへの参加を推進します。

2 市は、市民のまちづくりへの参加を推進するため、活動の場の提供、環境づくり、情報の提供などその仕組みの整備に努めます。

3 市長等は、政策等について、その立案、実施、評価等の各段階において、市民が参加できるよう努めます。

4 市は、まちづくりの推進に当たっては、広く市民の意見を聴く機会を設けるとともに、その機会の効果的な周知に努めます。

(協働によるまちづくりの推進)

第9条 市民および市は、それぞれの立場を理解し、信頼し合いながら協働によるまちづくりを推進するよう努めます。

2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、市民の自主性を尊重します。

(住民投票)

第10条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、広く市民（市内に住所を有する者（法人を除きます。）に限ります。第3項において同じ。）の意思を確認するため、議会の議決を経て制定された条例

で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 前項の条例には、投票に付すべき事項、投票をすることができる人など住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。
- 3 市長は、住民投票の実施に当たっては、住民投票に係る情報を市民に提供しなければなりません。
- 4 市長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票に係る条例の制定請求)

第11条 議会の議員および市長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、住民投票を実施するための条例の制定を請求することができます。

第5章 市民

(市民の権利および責務)

第12条 市民は、自由かつ平等にまちづくりに参加する権利を有します。

- 2 市民は、市が保有する情報について知る権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりの主体としての役割を認識し、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとします。
- 4 市民は、それぞれができる範囲でまちづくりに参加するよう努めるものとします。
- 5 市民は、まちづくりに参加する際には、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

第6章 議会および議員

(議会の役割および責務)

第13条 議会は、本市の意思決定機関であり、その意思決定に当たっては、市民の意見の把握に努めるとともに、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し、評価し、およびけん制する役割を果たすものとします。

- 2 議会は、政策形成機能の充実に努めなければなりません。
- 3 議会は、議会活動に関する情報を市民に積極的に、かつ、分かりやすく伝えるとともに、開かれた議会運営に努めなければなりません。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民の意見を積極的に把握するとともに、議員としての倫理観、使命感およびまちづくりについての理念を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、市民の負託にこたえるよう活動し、その活動内容を市民に分かりやすく説明しなければなりません。

第7章 市長および職員

(市長の責務)

第15条 市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、市民の意向を適切に把握し、効果的な施策の推進に努めなければなりません。

2 市長は、本市の明確な将来像を持ち、これを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければなりません。

3 市長は、地域の活性化に努めるとともに、地域の魅力を高め、積極的に発信しなければなりません。

4 市長は、職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、必要に応じて、専門的な知識、経験等を有する人材を広く求め、その活用に努めなければなりません。

(職員の責務)

第16条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に、迅速に職務を遂行するとともに、市民に誠意をもって接しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得および研さんに努めて、市民に質の高い行政サービスを提供するようにし、市民の信頼を得られるようにしなければなりません。

第8章 行政運営

(総合計画)

第17条 市長等は、将来を見据えた、総合的で計画的な行政運営を図るため、総合計画（議会の議決を経て定める基本構想ならびにその実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画をいいます。以下この条および第19条第3項において同じ。）を策定しなければなり

ません。

2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、市民の参加の機会の充実に努めます。

3 市長等は、総合計画を着実に推進するため、進行管理を適切に行うとともに、その結果を市民に公表します。

(組織および運営)

第18条 市長等の組織は、市民が利用しやすく、簡素で効率的に、かつ、機能的になるよう編成されなければなりません。

2 市長等は、定員の適正化を図るなど、常に組織およびその運営の合理化に努めなければなりません。

3 市長等は、社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応することができるよう、組織内の横断的な連携および調整を図るとともに、職員の意識の向上に努めなければなりません。

(財政運営)

第19条 市長等は、中長期的な展望に立ち、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、予算および決算の内容ならびに財政状況を分かりやすく市民に公表し、財政運営の透明性の確保に努めなければなりません。

3 市長は、総合計画や行政評価等の結果を踏まえ、効率的で効果的な予算を編成するよう努めなければなりません。

(財産管理)

第20条 市長その他の財産の管理の権限を有する者は、その所管する財産の適正な管理に努めなければなりません。

(行政手続)

第21条 市は、市民の権利利益を保護するため、行政手続に関して共通する事項を定めて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

(個人情報の保護)

第22条 市は、市民の基本的な人権を擁護するため、保有する個人情報を適切に管理し、保護しなければなりません。

- 2 市民は、自己の個人情報について、その開示、訂正等を求めることができます。

(行政評価)

第23条 市長等は、効率的で効果的な行政運営を行うとともに、その透明性を高め、説明責任を果たすため、適切な行政評価を実施しなければなりません。

- 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努めます。

- 3 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、行政運営に速やかに反映させ、その改善に努めなければなりません。

(監査制度)

第24条 本市は、法令に基づく監査を実施するとともに、適正かつ効率的で効果的な行財政の運営を確保するため、監査機能の一層の充実を図ります。

(出資団体)

第25条 市長等は、本市が出資している団体について、出資の必要性、経営状況等を必要に応じて検証し、これを市民に公表しなければなりません。

(附属機関等)

第26条 市長等は、市民の市政への参加の機会を広げるため、附属機関等の設置の目的等に応じ、附属機関等の委員に公募の委員を加えるようにするとともに、委員の男女の比率、年齢構成および選出区分が著しく不均衡にならないよう努めなければなりません。

(意見公募制度)

第27条 市長等は、市民生活に大きな影響を与える条例および計画等の制定等に当たっては、市民の意見を反映させるため、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めるものとします。

- 2 市長等は、市民から提出された意見を十分に考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する市長等の考え方を公表します。

第9章 国、北海道等との協力および連携

第28条 本市は、適切な役割分担のもと、国および北海道と対等な立場で相互に協力および連携をしてまちづくりを推進します。

- 2 本市は、広域的な課題解決や地域の相互発展のため、近隣自治体と積極的に協力および連携をしてまちづくりを推進します。

第10章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の規定が社会経済情勢に適合した内容となっているかどうかを必要に応じて検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じなければなりません。

- 2 市長は、前項の規定により検討し、および必要な措置を講ずるに当たっては、市民を主体とした検討組織を設け、その意見を聴くものとします。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

杉並区自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 区民の権利及び義務（第4条・第5条）

第4章 事業者の権利及び義務（第6条）

第5章 区の責務（第7条）

第6章 区議会（第8条－第10条）

第7章 執行機関（第11条－第13条）

第8章 区政運営（第14条－第24条）

第9章 参画及び協働（第25条－第29条）

第10章 国及び他の地方公共団体との協力（第30条）

第11章 条例の位置付け（第31条）

第12章 委任（第32条）

附則

地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。

武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。

私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創っていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び義務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- (3) 参画 政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。
- (4) 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

第2章 基本理念

第3条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創^{つく}っていくことを目指すものとする。

2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。

第3章 区民の権利及び義務

(区民の権利)

第4条 区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第27条で定める住民投票を請求する権利を有する。

(区民の義務)

第5条 区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協

働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

第4章 事業者の権利及び義務

第6条 事業者は、第4条第1項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

第5章 区の責務

第7条 区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 区は、区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。

3 区は、様々な災害等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、危機管理の体制の強化に努めなければならない。

第6章 区議会

(区議会の役割及び権限)

第8条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する役割を果たすものとする。

2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

(区議会の責務)

第9条 区議会は、区政の発展及び区民生活の向上のため、前条に規定する権限等を行使するとともに、区民等の多様な意見の反映を図り、もって自由かつ活発な討議をし、常に効果的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、区民等に対する説明責任を果たし、開かれた議会運営に努めなければならない。

(区議会議員及び区議会議長の責務)

第10条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前2条に規定する責務等を果たすため、積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

- 2 区議会議員は、政治倫理の確立に努め、誠実に職務を遂行しなければならない。
- 3 区議会議長は、区議会を代表し、公正かつ中立に職務を遂行するとともに、区議会事務局の職員を適切に指揮監督し、事務局機能の充実に努めなければならない。

第7章 執行機関

(執行機関に関する基本的事項)

第11条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(区長の責務等)

第12条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。

3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。

(執行機関の組織及び職員)

第13条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。

2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

第8章 区政運営

(基本構想等)

第14条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。

2 区は、前項に規定する基本計画等のうち主要なものについて、目標に対する進捗状況の管理を行うとともに、毎年度1回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

(総合的な行政サービスの提供)

第15条 区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。

(行政手続)

第16条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。

(情報の公開及び提供)

第17条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第19条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(区民等の要望の取扱い)

第20条 区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

第21条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(財政運営の原則)

第22条 区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第23条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）並びに別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(区税等の賦課徴収)

第24条 区は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び杉並区特別区税条例（昭和39

年杉並区条例第41号)で定めるところにより、特別区税を賦課徴収するほか、法律及び条例に基づき、使用料その他の徴収金を賦課徴収するものとする。

第9章 参画及び協働

(参画及び協働の原則)

第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(住民投票)

第26条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の請求及び発議)

第27条 区に住所を有する年齢満18年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。

2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。

3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

(政策等に係る区民等の意見提出手続)

第28条 区は、区民等の区政への参画及び協働を推進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民自治の更なる進展及び区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。

(附属機関等への参加)

第29条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。

第10章 国及び他の地方公共団体との協力

第30条 区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第11章 条例の位置付け

第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

2 区は、この条例の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、一定期間ごとに、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

第12章 委任

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成21年12月9日条例第40号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

※ なお、本条例の制定にあたり、区議会で下記のとおり付帯決議が可決されました。
（平成14年11月29日議決）

杉並区自治基本条例に付する付帯決議

本条例の施行に当たり、杉並区長は、次の諸点について誠意をもって対処すべきである。

- 1 本条例の杉並区における住民自治発展の基盤としての重要性に鑑み、本条例の趣旨、内容について、区民の十分な理解が得られるよう周知徹底に努めること。
- 2 区が定める最高規範である本条例の趣旨との整合性を図るため、新たに条例等を制定するに当たっては本条例の趣旨を最大限尊重するとともに、既に制定してある条例等についても早急に見直しを進めること。
- 3 本条例は、全く新たな自治立法の試みであることから、条例施行後一定期間の施行状況等を勘案し、検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。